

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定
(農村整備課) ー
- 建設業許可の取消し
(事業管理課) ー
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)
(都市計画課) ー
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定
(障害福祉課) ー
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退
(同) ー
- 公安委員会
(同) ー
- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施
(同) 二

告 示

○宮城県告示第六百五十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業蛇沼向地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。
平成二十四年八月二十八日

地積を特に減じて換地を定める土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
------	----	---	----	----	----	-----	----------

美里町	二郷	新堀	一五〇番一	田	田	九七八	五一
-----	----	----	-------	---	---	-----	----

○宮城県告示第六百五十六号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十四年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十四年八月十三日
- 二 建設業者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	許可を取り消した建設業の種類	建設業許可年月日
株式会社Z E R Oコーポレーション 安藤 忠司	仙台市泉区将監十丁目 八番四・一〇一號	般・二十一 第一万八千五 百五十四号	一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十一年 九月四日
株式会社ハウス ドクタ 村松 敏晃	仙台市宮城野区岩切字 昭和西百六十五番地の 一	般・二十 第一万七千百 十号	一般建設業 建築工事業 大土工事業 屋根工事業 トイレ・れんが、 ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 三月十日
鈴木建業 鈴木 繁	多賀城市留ヶ谷三丁目 四番十一号	般・二十 第一万六千九 百一十二号	一般建設業 建築工事業	平成二十年 七月二十五日

三 許可取消しの原因

建設業者の営業所の所在地を確知できないので、その事実を告示(平成二十四年宮城県告示第五百八十号)したが、当該告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないため。

○宮城県告示第六百五十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十四年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業
- 2 名称 石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十八号

南三陸町から志津川都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
くろさわ脳外科	塩竈市錦町六・三十一	平成二十三年十一月一日
氏家医院	栗原市若柳字川南南大通一・十	平成二十四年六月一日
吉岡賢・循環器科	黒川郡大和町吉岡字天王寺百八十三・七	平成二十四年七月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社さとつ薬局田町店	石巻市八幡町一・六・五	平成二十四年六月一日
大崎調剤薬局美里店	遠田郡美里町字素山町十九・六	平成二十四年六月一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六・一外	平成二十四年七月一日
イオン薬局古川店	大崎市古川旭二・二・一	平成二十四年七月一日
アイセイ薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町八十四・三十一	平成二十四年八月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼東新城店	気仙沼市東新城二・六・五	平成二十四年八月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会訪問看護ステーション	刈田郡蔵王町大字円田字愛宕前二十九	平成二十四年四月一日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第120号
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年8月28日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

平成24年10月10日（水）から同月19日（金）までの土・日曜日を除く8日間

実施日	講習区分								計
	10日 (水)	11日 (木)	12日 (金)	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)	19日 (金)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○	○					6日間
	3号			○	○	○	○	○	3日間
	4号					○	○		2日間

○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号業務）

10月10日から16日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後0時20分までとし、最終日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習（4号業務）

10月10日から12日及び17日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後3時50分までとし、最終日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号業務）

10月15日及び16日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習（4号業務）

10月17日は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号新規追加、4号新規追加、合わせて40人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022 - 224 - 7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成24年9月12日（水）から同月19日（水）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（9月12

